

7月下旬 福祉医療費受給資格者証 発送



次の要件で受給資格者証の有効期限が7月31日の人に、新しい受給資格者証を交付します。
 ※受給資格者の所得制限基準額が8月1日から変更になります。詳しくは市ホームページをご確認ください。
 ●**重度心身・高齢重度障がい者**
 受給資格者証の有効期限が7月31日の人で、引き続き受給資格の所得基準を満たす人に、8月1日からの新しい受給資格者証を7月下旬に発送します。
 ●**ひとり親家庭などの福祉医療**
 所得や婚姻状況などの受給資格を確認後に交付しますので、7月中旬に発送する通知をご確認ください。

納税通知書と保険料額決定通知書を7月に発送します



国民健康保険税の納税通知書を送付

国民健康保険の加入世帯の世帯主宛てに、7月上旬に納税通知書を送付します。病気やけがをしたときの医療費は、納付された国民健康保険税と国の補助金などで賄われています。納期までに納めてください。

後期高齢者医療保険料額の決定通知書を送付

●普通徴収の人（保険料が年金から差し引かれない人）

7月中旬に保険料額決定通知書を封筒で発送します。納付書が同封されている場合は、納期限までに納めてください（第1期は7月31日）。なお、8月以降に75歳になる人や転入した人には、別途お知らせします。

●特別徴収の人（保険料が年金から差し引かれる人）

7月下旬に封筒で発送します。

便利な口座振替をご利用ください

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付は、納め忘れのない便利で確実な口座振替をご利用ください。国民健康保険税を口座振替していた人でも、後期高齢者医療保険料を口座振替する場合は、新たに申し込みが必要です。希望する人は、通帳と届け出印を持参し、金融機関や市役所で手続きしてください。

保険税(料)の軽減判定所得と課税限度額が変更になりました

地方税法施行令の改正で、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の軽減判定所得と課税限度額が表1・表2のとおり変更になりました。
 ※世帯内の軽減判定対象者の中に所得申告をしていない人がいる場合は軽減されません。

【表1】 保険税(料)の課税限度額

区分	国民健康保険		後期高齢者医療保険	
	変更前	変更後	変更前	変更後
医療保険分	65万円	67万円	80万円	85万円
後期高齢者支援金分	26万円	26万円	-	-
介護保険分	17万円	17万円	-	-
子ども・子育て支援金分	-	3万円	-	2万1千円
合計	109万円	113万円	80万円	87万1千円

【表2】 保険税(料)の軽減（均等割額と世帯平等割額が軽減）

軽減割合	軽減判定所得（※1）（対象となる世帯の前年の所得金額）	
	変更前	変更後
7割	43万円+10万円×（給与所得者等の数（※2）-1）（※3）以下	
5割	43万円+〔29万5千円×被保険者および特定同一世帯所属者数+10万円×（給与所得者等の数（※2）-1）〕（※3）以下	43万円+〔31万円×被保険者および特定同一世帯所属者数+10万円×（給与所得者等の数（※2）-1）〕（※3）以下
2割	43万円+〔54万5千円×被保険者および特定同一世帯所属者数+10万円×（給与所得者等の数（※2）-1）〕（※3）以下	43万円+〔57万円×被保険者および特定同一世帯所属者数+10万円×（給与所得者等の数（※2）-1）〕（※3）以下

（※1）世帯主、世帯の被保険者および特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額、分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、先物取引に係る雑所得などおよび山林所得金額の合計です。ただし、65歳以上の人は、公的年金分の雑所得は15万円を控除した額とします。また、退職所得は含みません。
 （※2）給与所得者等の条件…給与収入が55万円超または公的年金等の支給が65歳未満は60万円超、65歳以上は125万円超
 （※3）給与所得者等の人数が2人以上の場合に、10万円×（給与所得者等の数-1）を加算します。

国民健康保険・後期高齢者医療保険のお知らせ

国民健康保険・後期高齢者医療保険・福祉医療に関すること……保険年金課 ☎(46)7028
 国民健康保険税に関すること……税務課 ☎(76)0964
 口座振替・納付に関すること……納税課 ☎(76)0956

8月1日(土)から使用する資格確認書などを送付します

現在使用している「資格確認書」または国民健康保険加入者の70歳以上の人に交付されている「資格情報のお知らせ」の有効期限は7月31日(金)です。8月1日(土)からは新しく送付されるものを使用してください。送付されるものは次のとおりです。



7月下旬 国民健康保険資格確認書 または資格情報のお知らせ 発送



8月1日からの新しい「資格確認書（紫色）」または「資格情報のお知らせ（A4白色用紙）」を7月下旬に世帯主宛てに発送します。「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証の登録状況に応じて交付します。



●**滞納者は「特別療養費」の支給対象になります**
 災害などの特別な理由もなく1年以上保険税を滞納している人には、特別療養費の支給対象となる「資格確認書（オレンジ色）」または「資格情報のお知らせ」を交付します。医療機関などで受診する場合は、一度医療費を全額支払わなければならないため、保険税は忘れずに納めましょう。

7月中旬 後期高齢者医療保険資格確認書 または資格情報のお知らせ 発送



8月1日からの新しい「資格確認書（青色）」または「資格情報のお知らせ（A4白色用紙）」を7月中旬に発送します。マイナ保険証を利用している人でも、健康状態などにより資格確認書が必要な場合は、担当窓口での申請により資格確認書を交付することができます。

